

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する
法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和7年11月28日
厚生労働省
職業安定局雇用開発企画課

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、令和7年10月7日（火）から同年11月5日（水）まで御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<p>扶養控除と特定親族特別控除は、後者がいわゆる年収の壁解消のために設けられたという沿革のために分かれているにすぎず、いずれも同じ性質の控除である。</p> <p>それにもかかわらず、両者の取扱いを異なることとするのは、不合理である。</p> <p>配偶者控除と配偶者特別控除の現行の取扱いも同様となっているが、同様に疑問である。</p>	<p>職業転換給付金は、就職困難者の求職活動の促進とその生活の安定を図ることを目的としていることから、一定以上の所得がある者を対象としないよう所得要件を設計しており、その所得税額の算定にあたっては、基礎控除及びその者に無収入ないし一定所得以下の親族がいる場合の控除（配偶者控除、扶養控除）のみを認めている。このため、一定以上の所得のある親族がいる場合の控除（配偶者特別控除、特定親族特別控除）は、控除対象としないもの。</p>

※上記のほか、2件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。